島根県芸術文化センター 指定管理者 公益財団法人しまね文化振興財団

## 施設利用料金の設定誤り及び過徴収に関するお詫びとご報告

謹啓 平素は島根県芸術文化センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、島根県芸術文化センターいわみ芸術劇場の一部の施設(小ホール、小ホール中楽屋)について、県条例で定められた範囲を超過した利用料金を設定し、ご利用者様から徴収していたことが判明いたしました。本件につきまして、多大なご迷惑をお掛けいたしましたことを、心からお詫び申し上げます。

該当の利用料金を是正し、過徴収分につきましては、対象のご利用者様に別途、返金に関する ご案内をさせていただきます。

今後、同様の事案を発生させることがないよう、再発防止策を徹底し、細心の注意を払って運 営に取り組んでまいります。

謹白

記

## 1. 概要

小ホールは平成17年10月8日の料金改定以降、小ホール中楽屋は平成26年4月1日の料金改定以降、令和3年11月6日までの期間、一部の利用料金について計算過程及び端数処理に誤りがあり、県条例で定められた範囲を超過した料金を設定し、ご利用者様から徴収していたことが判明したため、受付書類が残っている過去10年度分である平成24年4月1日以降の利用分について調査しました。

## 2. 返金対象者、金額等

- (1) 対象期間 平成 24 年 4 月 1 日~令和 3 年 11 月 6 日
- (2) 対象者195団体
- (3) 対象件数 641件
- (4)返金金額 合計 52,590円(1件あたり10円~550円 ※遅延損害金を除く) ※詳細につきましては、対象のご利用者様に個別にご案内してまいります。
- 3. 本件に関するお問合せ先

島根県芸術文化センター 指定管理者 公益財団法人しまね文化振興財団

(担当:いわみ芸術劇場総務広報課)

〒698-0022 島根県益田市有明町 5-15

TEL 0856-31-1860 お問合せ時間 9:00~17:00

休館日 第2・第4火曜日